

静岡県告示第702号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和2年10月16日

静岡県知事 川勝平太

- 1 (1) 解除に係る保安林の所在場所
焼津市高新田2460の3・吉永字宮島2158の4・利右衛門字六軒家2727の333（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的
潮害の防備
 - (3) 解除の理由
海岸保全施設用地とするため
 - 2 (1) 解除に係る保安林の所在場所
焼津市高新田2460の3・吉永字宮島2158の4・利右衛門字六軒家2727の333（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
 - (3) 解除の理由
海岸保全施設用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁、志太榛原農林事務所及び焼津市役所に備え置いて縦覧に供する。）